

被扶養者認定基準

被扶養者の定義

被扶養者とは、被保険者により主として生計を維持されており、一定の条件を満たしている家族について申請し、認定された者です。

- ・被扶養者は被保険者と同様に保険給付や保健事業の補助を受けることができます。
- ・税法上の扶養や会社の扶養手当とは基準が異なります。

留意点：税法上の扶養との相違点

	税法基準	健康保険基準
年収限度額	150万円未満 ※1	130万円未満 ※2
年収換算期間	1～12月	申請日以降1年間
非課税収入	除外	含む

※1 配偶者特別控除については、国税庁のHPを参照ください

※2 60歳以上と障害者は180万円未満

認定要件

- ・健康保険法の被扶養者の範囲である
- ・優先扶養義務者がいる場合は、その者に扶養能力がなく、被保険者により主として生計を維持されている
(優先扶養義務者：配偶者>親>子)
- ・年収が被保険者の年収の1/2未満(別居の場合は被保険者からの仕送り額未満)である
- ・年収が130万円(60歳以上と障害者は180万円)未満である
- ・子の申請の場合は、配偶者の収入<被保険者の収入である
- ・国内に居住していること

【例外的に認められるケース】

- ① 外国に留学する学生
- ② 外国に赴任する被保険者の同行者
- ③ 就労以外の目的で一時的に海外に渡航する人
- ④ 海外赴任している被保険者との間に身分関係が生じた人
- ⑤ その他日本国内に生活の基礎があると認められた人

留意点：・認定要件を満たしていても、申告内容が実態と著しくかけ離れており、かつ社会通念上妥当性を欠くと健保組合が判断した場合には扶養対象とならないこともあります。

被扶養者の範囲 (健康保険法 第三条)

同居でなくてもよい人	1.配偶者（内縁を含む） 2.子、孫、弟妹、兄妹 3.父母、祖父母などの直系尊属
同居が必要な人	1.上記以外の三親等内の親族（義父母、等） 2.内縁関係の配偶者の父母および子

留意点：住民票上別世帯の場合は、同住所であっても別居とみなします。
住民票では同世帯であっても、実際に同居されていない場合は別居とみなします。

収入の種類

① 給与	給与、賞与、通勤手当等各種手当等
② 退職金	定期的な分割受給（退職時の一括受給は除外）
③ 年金	老齢年金、厚生年金、共済年金、遺族年金、障害年金、個人年金、企業年金等
④ 恩給	文官恩給、旧軍人恩給等
⑤ 事業	自営業、保険外交、各種講師等
⑥ 不動産	土地、家屋、駐車場などの賃貸収入等
⑦ 雑収入	原稿料、講演料、出演料、印税等
⑧ 利子	公社債、有価証券、預貯金などの利子等
⑨ 配当	株式の配当、剰余金の配分等
⑩ 休業保障	失業給付金、傷病手当金、出産手当金等
⑪ その他	被保険者以外の者からの仕送り、定期的な継続性のある収入

留意点：税法上非課税のものも含まれます

収入限度額

① 全般	年収限度額 < 130 万円（60 歳以上と障害者は 180 万円） ・年収 = 平均月収 × 12 + 賞与 ・平均月収 = 直近 3 ヶ月月収合計 ÷ 3
② 事業等の収入	収入額面 ・被雇用者がいる場合は、扶養対象外です。

留意点：・年収 = 申請時以降 1 年間の収入見込額
・収入見込額 = 税金控除前の支給総額
・複数の収入がある場合は、合算額が収入限度額以内
・収入限度額を満たしていても、申告内容が実態と著しくかけ離れており、かつ社会通念上妥当性を欠くと健保組合が判断した場合には扶養対象とならないこともあります。

別居者への送金

別居の場合は、被保険者からの援助がないと生活がなりたないという観点から、毎月定期的に定額を継続して、認定対象者の収入以上仕送りすることが認定要件となっています。被保険者からの仕送り額は、被扶養者の収入よりも少ない場合は認定できません。また送金下限額は、最新の人事院費目別、世帯人員別標準生

計費を基準としています。

・以下の場合は、送金不要

- ① 単身赴任（事業主の業務上単身赴任要件を満たしている場合）
- ② 通学のため別居している子（社会人、夜間学校、加チャースクールは対象外）

留意点：・手渡しは認めていません。

扶養認定日

原則、被扶養者としての事実を健保組合が確認した日（＝申請書類受領日）

例外

■ 資格喪失証明書等で、以前の所属健康保険組合の資格喪失日が確認できる場合

資格喪失日＝被扶養者認定日

■ 失業給付受給満了後、被保険者に扶養される場合

雇用保険受給資格者証（続紙）の給付支給終了日＝被扶養者認定日

■ 出生に伴う扶養申請の場合

出生日＝被扶養者認定日

■ 入社に伴う扶養家族の申請

被保険者入社日＝被扶養者認定日

必要な証明書類

「被扶養者に関する申告書」で確認してください。

留意点：・必要に応じて、証明書の追加提出を求めることがあります。

・事例にないものは、最も近いものに準じた証明書を提出していただきます。

扶養削除

扶養要件を満たさなくなった場合は、扶養削除の手続きが必要です。事由日が扶養削除日となり、何年でも遡ります。申請が遅れると保険給付費等の返還が生じる可能性があるため、速やかに手続きをしてください。

留意点：・扶養削除は自動的にには行われません。必ず健保組合への申請書の提出と保険証返却が必要です。

主な削除事由

- ① 就職
- ② 婚姻
- ③ 離婚
- ④ 死亡
- ⑤ 収入増
- ⑥ 雇用保険失業給付の受給開始
- ⑦ 扶養異動
- ⑧ 別居
- ⑨ 送金停止、または扶養認定要件未滿に減額

扶養状況調査（検認）

被扶養者要件を満たしているかを確認する扶養状況調査（検認）を定期的に行います。検認時に提出すべき必要な証明書類が提出できないときには、被扶養者資格を取消します。